



現地周辺図



一般社団法人

よみがえれ南三陸

〒986-0728 宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王山135番地1

TEL : 0226-29-6373

FAX : 0226-29-6374

hp : <http://www.minamisanriku.or.jp>

E-mail : [h.nakashima@minamisanriku.or.jp](mailto:h.nakashima@minamisanriku.or.jp)



一般社団法人

よみがえれ南三陸

会社案内



<http://www.minamisanriku.or.jp>

# REBIRTH OF LIFE ~ 願いはひとつ ~

# 絆

4月20日、私はこの町(南三陸町)に単身やって参りました。  
あの日(3月11日)、あの惨劇をTVで見て、考え、そして2日後『全てを捨てても行かなきゃいけない。今、行かなきゃ絶対後悔する。』そんな思いに駆られ勤めていた会社へ辞表を出し、3月31日辞職。4月18日に故郷鹿兒島をあとにしました。

南三陸に入ると、そこは『本当にここは同じ日本か?』と思わせるほどの瓦礫の山・山・山…。4月下旬にもかかわらず未だに自衛隊・警察の方が犠牲者・行方不明の方々を必死に捜索されていました。

そんな折、私は南三陸町災害ボランティアセンター「片付け隊」の隊長を任命され、被災された町の方々と多く接する機会を頂きました。最愛の夫・妻・息子・娘を亡くし、今まで何十年もかけて築き上げてきた財産全てを流され、そして人それぞれ、さまざまな津波の話を聞かせて頂く中で、僕は『この町のために、いったい何ができるのだろうか…』『何かできないだろうか…』そう考えるようになりました。

思い続け4ヶ月が過ぎる頃、多くのボランティアさんから「私達はこれから地元に戻りますが、地元へ帰ってからも何かお手伝い出来ることはないですか?」「南三陸復興の為に何かやってくれませんか?」というメール・手紙・言葉を頂きました。

そして今日、南三陸町に携わったボランティアさんから背中を押して頂く形で『一般社団法人 よみがえれ南三陸』を設立させて頂きました。

当法人は、今回の東日本大震災を教訓とした長期ボランティアの活動支援、南三陸海産物の販売促進、町の雇用促進、水産関連インフラ整備支援、福祉事業に関する支援等を軸とした、復興・復旧活動を目的とする団体であり、日本全国に散っていった『南三陸を思う気持ち(=みんなの願い)』を再び結集させ、今後10年間、町民の思いと全国の知恵、そしてネットワークを生かしながら復興プロセスに加わりたくと考えております。

最後に、今回当法人設立にあたり背中を押して頂いたボランティア参加者の方々、並びに御尽力頂いた方には深く感謝を申し上げます。

10年間という短い期間ではありますが、この町が復興・復旧するために力の限り精一杯頑張っていきたいと思っております。思いを一つに、どうぞ御支援の程、宜しくお願い申し上げます。

一般社団法人 よみがえれ南三陸  
代表理事 中島 響

## よみがえれ南三陸について

よみがえれ南三陸は、宮城県本吉郡に位置する南三陸町災害ボランティアセンター(運営は南三陸町社会福祉協議会)の片付け隊の隊長で、被災直後から長期滞在して活動していた中島 響が、南三陸町の被災地域復旧活動や地域経済の復興の切なる思いがきっかけとなり、南三陸町、社協、漁協、商工会等の復旧復興の目的に賛同し寄与して頂ける有志が団体結成の準備を開始し、また多数の災害ボランティアに参加して頂いた方々や業界関係者にご協力いただき、この度、平成23年10月11日に設立致しました。

また、一般社団法人よみがえれ南三陸では、南三陸町地域経済復興を行うため事業活動として基金を募集致します。お寄せいただいた基金は、関連行政機関と連携し、産業再建や復興活動を行っている「南三陸町災害ボランティアセンター」をはじめ、被災地で活動する団体等に、事業収益で得た残余剰余金の全額を寄付致します。

南三陸町の地域経済の主な柱である三陸沖水産業取扱業者を復興させることと災害地域復興のボランティア活動を支援することを目的とした組織です。

## 設立目的

本団法人は、東日本大震災で被災した地域の復興に関する活動を行い、もって、地域経済の復興を寄与することを目的としています。また、地域経済の復興により雇用の促進を行い、事業活動により得た残余剰余金は、全額南三陸町や公的団体等に、寄付ないし寄贈することを目的としています。

## 事業内容

- (1) 災害地域復興のボランティア活動を支援する事業
- (2) 地域水産物の販売活動に関する事業
- (3) 水産関連企業の雇用促進に関する事業
- (4) 水産関連企業のインフラ整備に関する事業
- (5) 協働のまちづくりを目指す為の地域経済資源の確保や被災者の生活支援活動等を通じて社会に貢献する事業
- (6) ボランティアを必要とする津波及び地震等の被災者の生活と権利の擁護に関する事業
- (7) 国内外のボランティア活動に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉その他の専門職団体等の連携に関する事業
- (8) その他この目的を達成するために必要と認める事業

## 会員募集

### 「正会員」 36名募集

会員規制の遵守及び当社団趣意書及び定款目的に賛同して頂ける法人・団体とその役員、社員

### 「賛助会員」

災害ボランティア参加者 等

### 入会金及び会費

正会員	入会金：31,100円	年会費：36,000円
賛助会員	入会金：なし	年会費：6,000円
特別賛助会員(法人・個人)	入会金：なし	年会費：24,000円(一口)

会員規則については下記WEB(ホームページ)にて参照

## 基金の募集

- ・定款は下記WEB(ホームページ)にて定款及び基金の取扱い規程を参照

<http://www.minamisanriku.or.jp>

## 現地の様子

